

官民連携データプラットフォーム ポリシー策定委員会

資料3 事務局説明資料

2020/11/06

官民連携データプラットフォーム 推進の経緯

「Society5.0」社会実装モデルのあり方検討会

東京版「Society 5.0」の実現を目指し、**有識者検討会(「Society5.0」社会実装モデルのあり方検討会)**を設置

平成31年4月～令和2年2月



「スマート東京実施戦略」

あり方検討会を踏まえ、都のスマート東京関連政策の全体像を提示

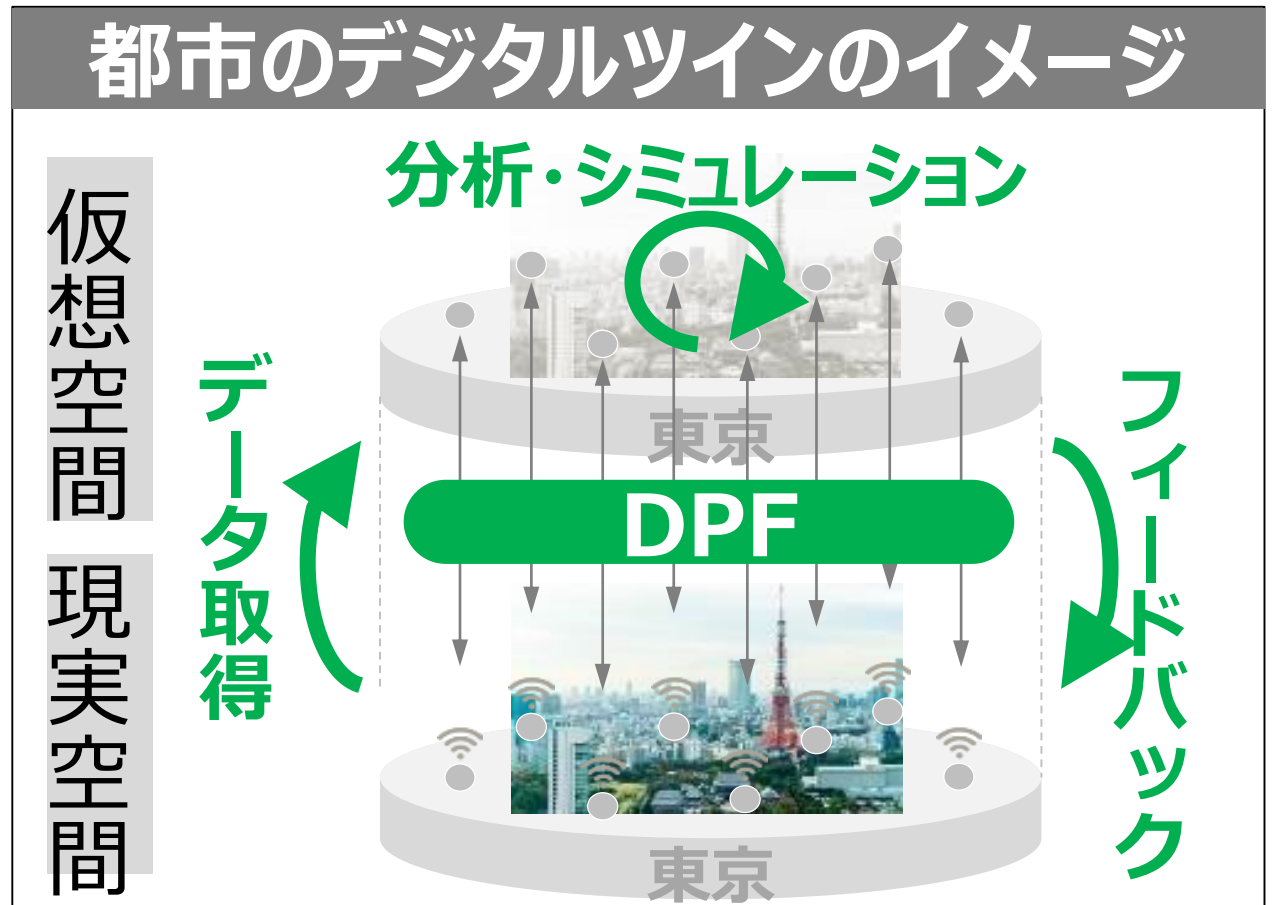
令和2年2月7日



官民連携データプラットフォーム構築の基本方針

官民連携データプラットフォーム（DPF）の構築

- ① DPFの構築
- ② 都市のデジタルツインの実現
- ③ デジタルツインを分かりやすく伝えるWebサイトの構築
- ④ DPFで扱うデータ・アーキテクチャ
- ⑤ 民間との連携や規制緩和などの環境整備



官民連携データプラットフォームの ポリシー策定に向けた取組み方

ポリシー策定の契機と3つの観点

「Society5.0」社会実装モデルのあり方検討会における提唱により、官民連携データプラットフォームを運用するにあたり**データの収集や提供、利活用にかかる基本的な考え方・ルール(ポリシー)**を、以下3つの観点から策定するもの

検討会の委員からのコメント※

INIAD (東洋大学情報連携学部)
学部長 坂村 健

「規制があるとデータ利活用が活発にされなくなってしまう。しかしながら、**ある程度ルールをつくっておかないと**、後でもめちゃって、何でそんなものを勝手にと言われてしまう。だから東京都としてやっておくことが必要。ある程度個人データも出さないと利活用が上手くいかないこともあるから、個人のデータと公共のバランスをどうとるのかディスカッションする必要もある。」

株式会社バイキューブ
代表取締役CEO 間下 直晃

「どのデータをどこまで利用できて、どこからが利用できないかが明確になっていないがために、企業が個人情報の問題で炎上する事件が時々起きている。**データ利活用**に際しては、**ガイドラインを立てる**ことで、『このデータを使用しても問題ない』という承認を得られるようにしないと、日本の国民性としてはそもそもデータを使いたがらない、よってデータ利活用が進まない。都が率先して定めることで解決できる。」

埼玉大学人文社会科学研究所
教授 内田 奈芳美

「行政だから出せるデータというのはあると思うんですね。密集市街地の改善などの話でも、改善に参加する意思があるかどうかというのは、民間では聞けないけれども、行政から聞けば聞けると。ただ、その難しいのは、それをオープンにできないのですよね。だから、これから**ガイドライン等をつくられると思います。**」

ポリシー策定における3つの観点

都民や企業等がデータ提供・サービス利用を安心してできるよう、官民連携DPFを運営する組織が扱う**データの収集や提供・利活用にかかる基本的な考え方**を以下3つの観点から整備する

1.法令に関する観点

例、「個人情報保護法」「知的財産権法」「不正競争防止法」「不法行為法」「不正アクセス禁止法」「独占禁止法」などの法令に沿った運用


2.契約に関する観点

例、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」など、国などが示している既存のガイドライン等を踏まえた契約のあり方

3.技術的な観点

例、データの匿名加工や暗号化など、第三者がデータ利用する際にも効果が見込まれる技術的な対応方針などを含める

官民連携データプラットフォーム 関連する今年度の動きとポリシー策定委員会

官民連携データプラットフォーム
運営に向けた準備会 

有識者で構成

官民連携DPF構築に関わる具体的な課題
把握や方向性など、様々な観点から検討

個別分野の課題・対応策検討等を実施

施設系
混雑WG



バリア
フリーWG



防災WG
交通混雑WG
など

必要に応じ
随時設置



分野ごとの関係者（企業等）で構成

DPF
運営組織

官民連携
DPF

スマート東京（東京版Society 5.0）を
実現するための
データ連携基盤

官民連携データプラットフォーム
ポリシー策定委員会 

有識者で構成

官民連携DPFを運営する組織が扱う
データの収集や提供・利活用に係る
基本的な考え方(ポリシー)を検討

データガバナンス

プライバシー・ポリシー

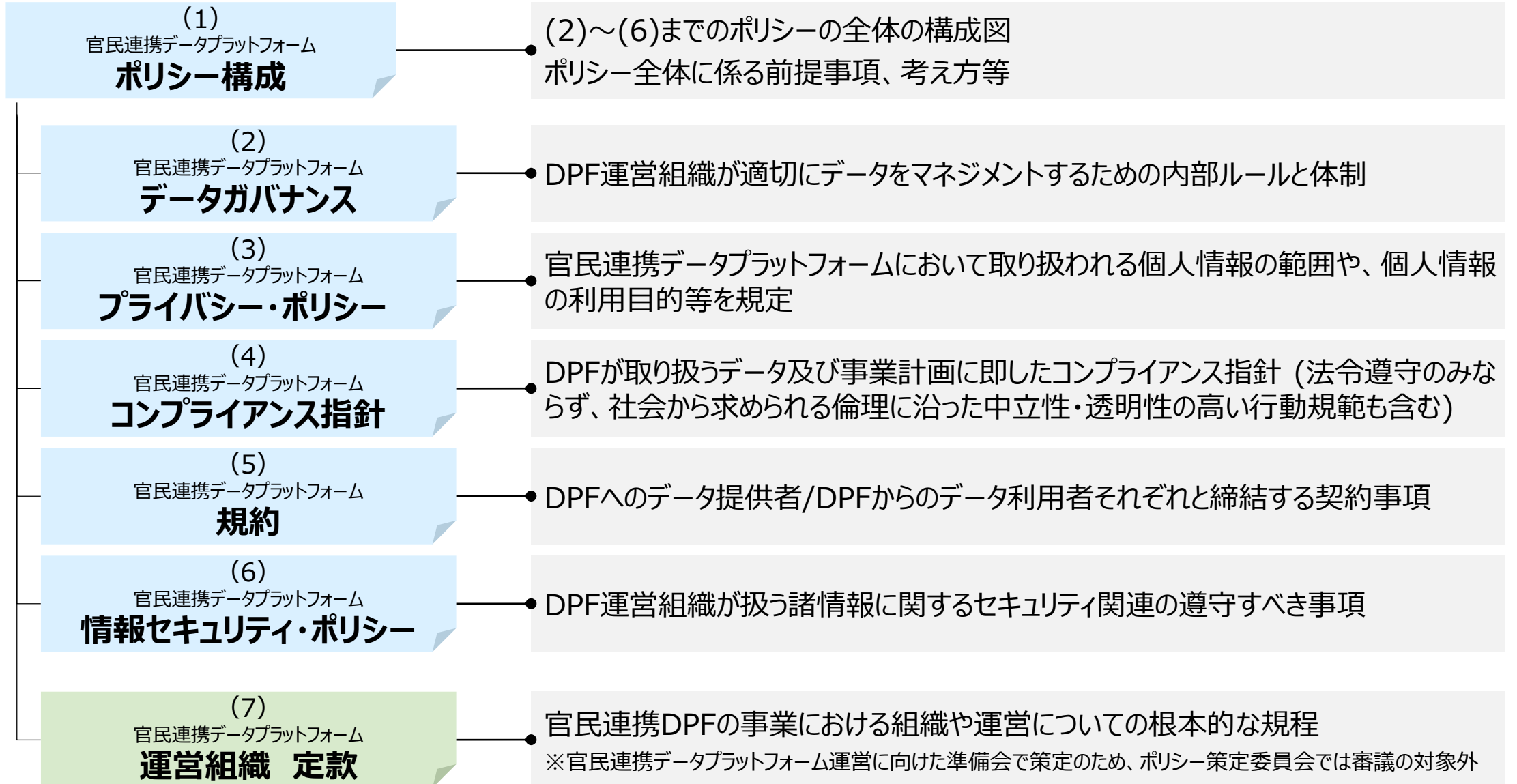
コンプライアンス指針

規約

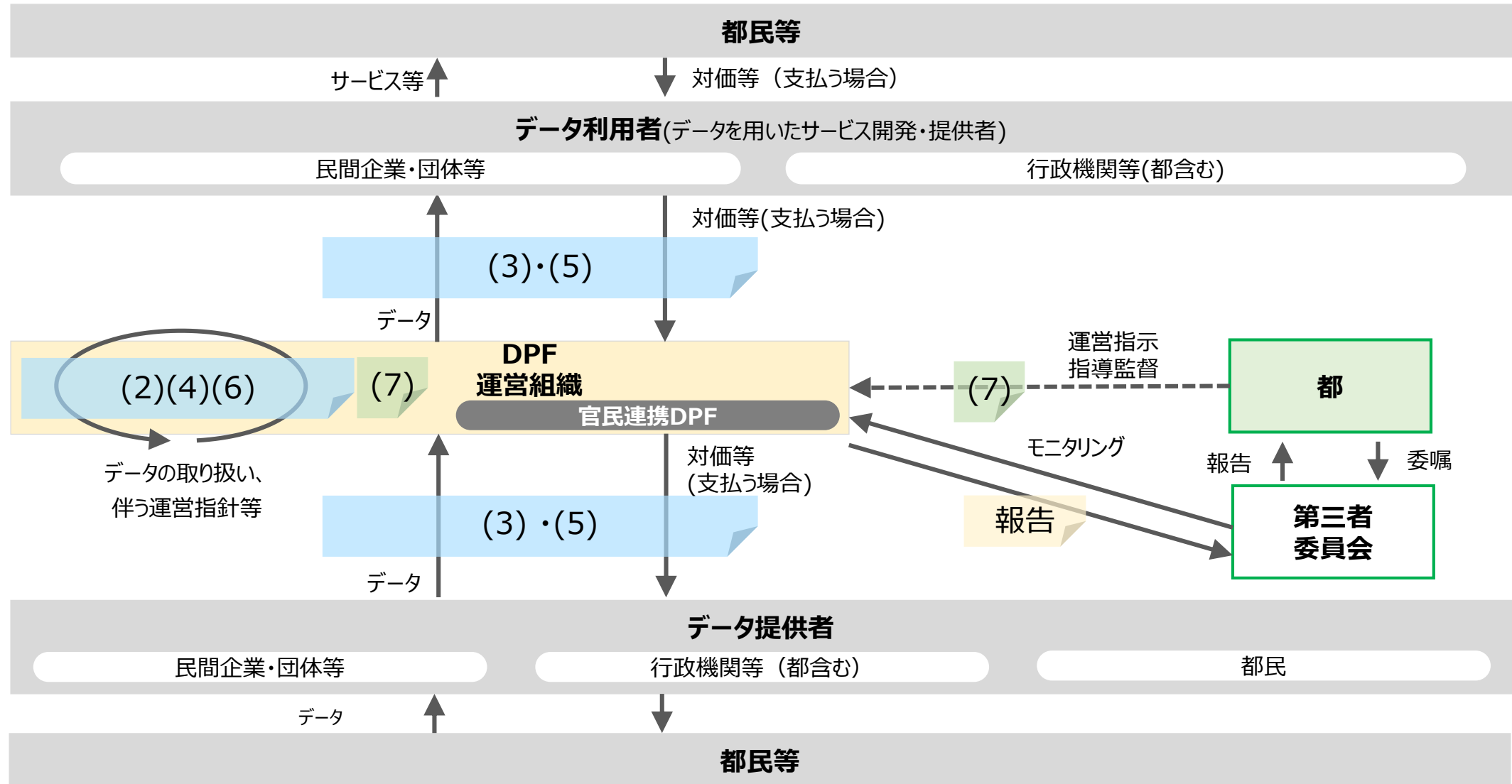
情報セキュリティ・ポリシー

官民連携データプラットフォーム ポリシー策定の前提事項

策定するポリシーの全体像



ポリシーの関係者



※()内の数字は、前ページに記載されている数字に対応

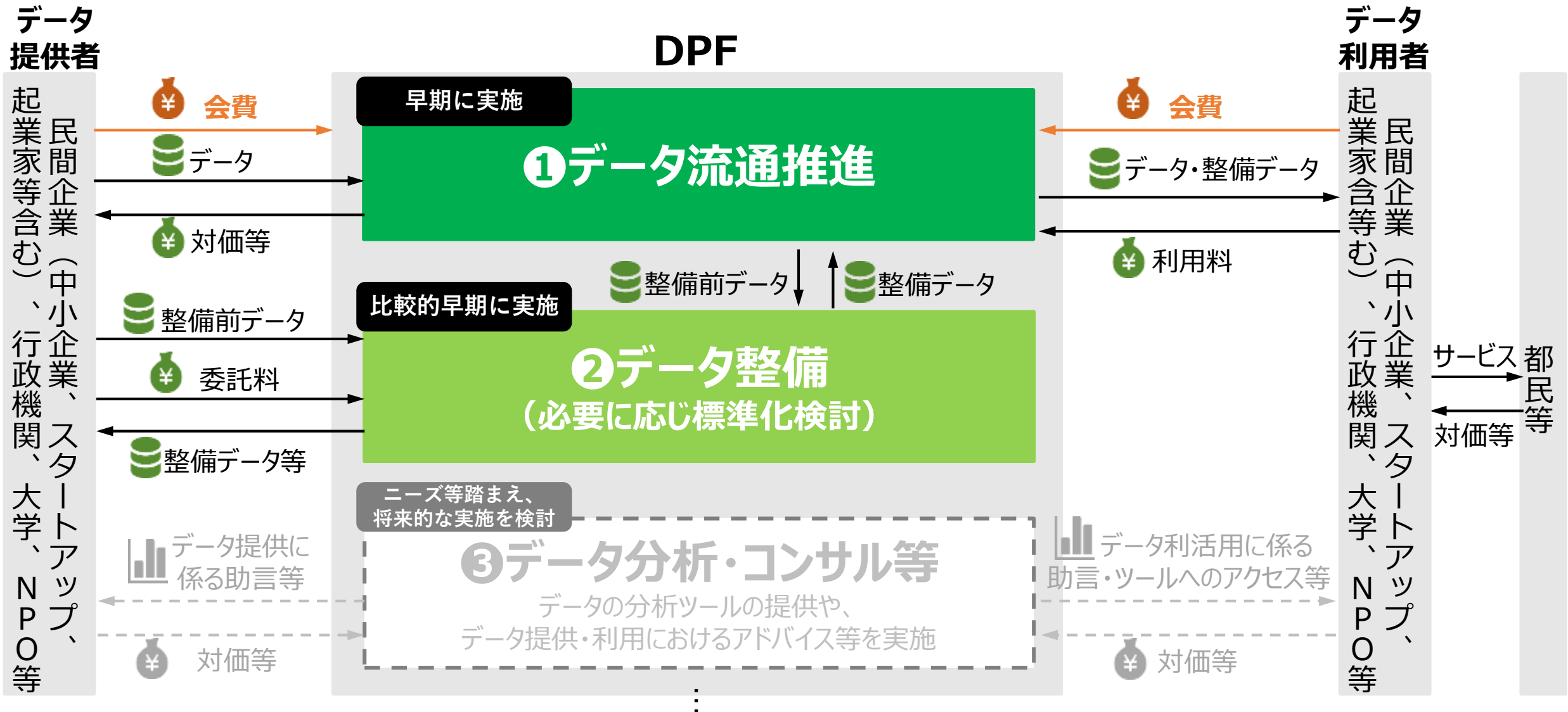
官民連携DPFの基本方針(プリンシプル)

下記の方針も踏まえ**ポリシーを策定し的確に運用することで、安心を伴ってデータ提供・利活用が促進されるようにしたい**

あり方検討会「哲学」	1	オープン志向	しかるべきルールに従えば、誰でも、何時でも、何処でも、何にでも使える
	2	ターゲット型からの脱却	将来における具体的応用を特定しすぎない。民間の活力を最大限活用する
	3	徹底的なデジタル化	業務をデジタルファーストで、徹底的にデジタル化を行う
	4	アジャイル	早期の実装に向けて、トライアンドエラーで推進を図る
	5	分野横断型のデータ利活用	個別分野で閉じず、分野横断でデータが連携することで、価値の増大を図る
	6	大義と共感ハセット	都民に対して、大義を共感とセットで発信する
基本方針※	7	行政・公益事業・民間データの順に	DPFでは行政データ、公益事業系データ、民間データの順に取り扱いを広げる
	8	「隗より始めよ」の精神で行動	「隗より始めよ」の精神で、都からアクションを起こす
第1回準備会	9	データを対話ツールとする	データは非専門職・都民との対話のツールとしても活用する
	10	データを都民へ返す	オープンデータは、もともと都民のものだったデータを都民に返すことと捉える
	11	都民参加の重視	意欲ある主体を勧誘して合意形成、都民参加を重視する
	12	実効性に重きをおく	DPFによるデータ活用の成果を実感できるよう、実効性に重きを置く

【DPF事業内容】 DPFの立ち位置・事業概要

行司役を主な役割としつつ、データ流通を促進する事業も必要に応じて実施



データ流通推進事業のイメージ例

具体例として、準備会の施設系混雑WGで現在検討されているデータ利活用のフローを示す

データ提供

データ利用

流通データ

飲食店・スーパー等の混雑データ

データ内容詳細：データ提供者名、施設・店舗名、混雑情報、緯度経度、更新日時、電話番号、戻しリンクURL等

データ活用方法

データ利用者のデータ活用方法としては、地図等への混雑情報の表示のみ

個人

(都民・来訪者等)

来店・来場

データ提供者

- ・位置情報提供者 (キャリア等)
- ・決済情報提供者
- ・情報活用事業者 (マップ、サイト運営事業者等)
- ・混雑テック事業者
- ・施設管理者 (小売等) 等

混雑データ

DPF

混雑データ

データ利用者

・マップサービス企業等

サービス提供

個人

(都民・来訪者等)

団体

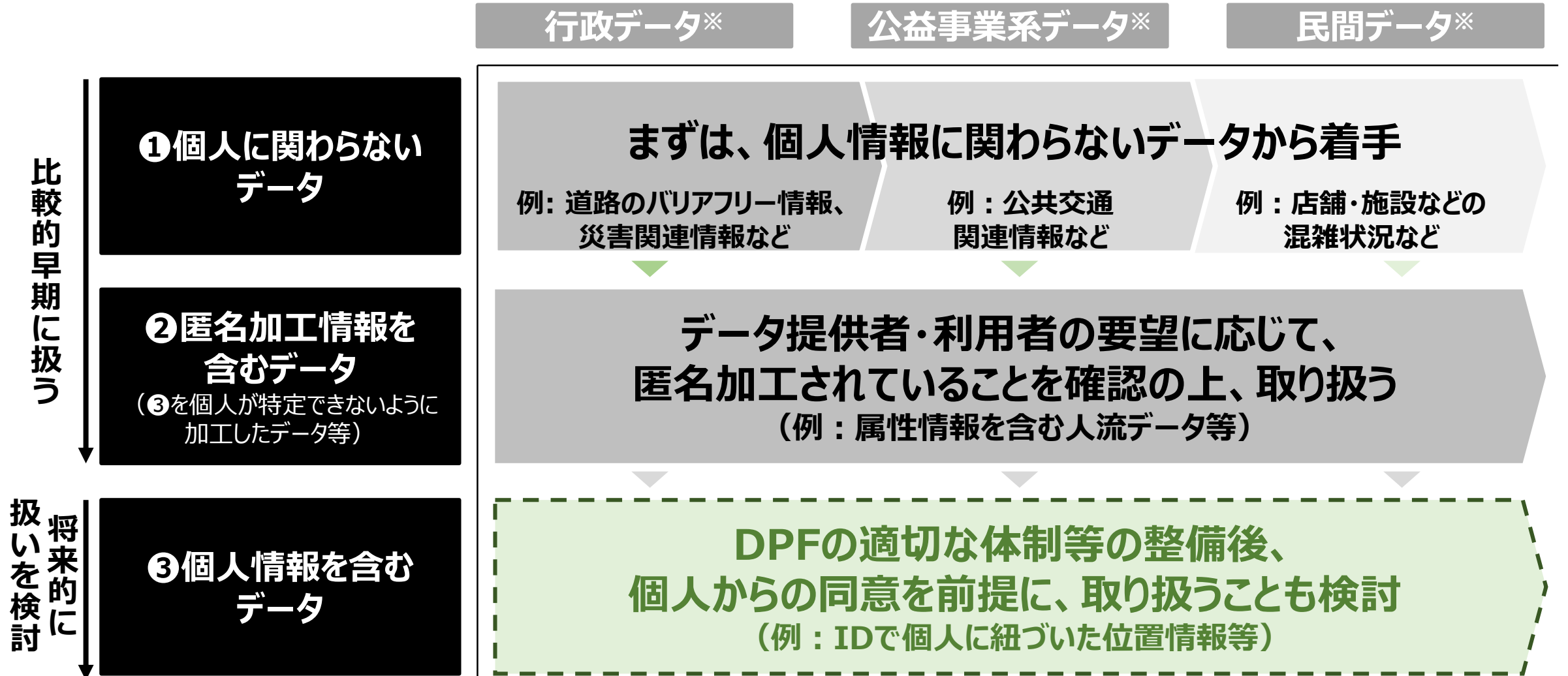
(民間企業・行政・大学・NPO等)

団体

(民間企業・行政・大学・NPO等)

DPF事業の取り扱うデータ範囲

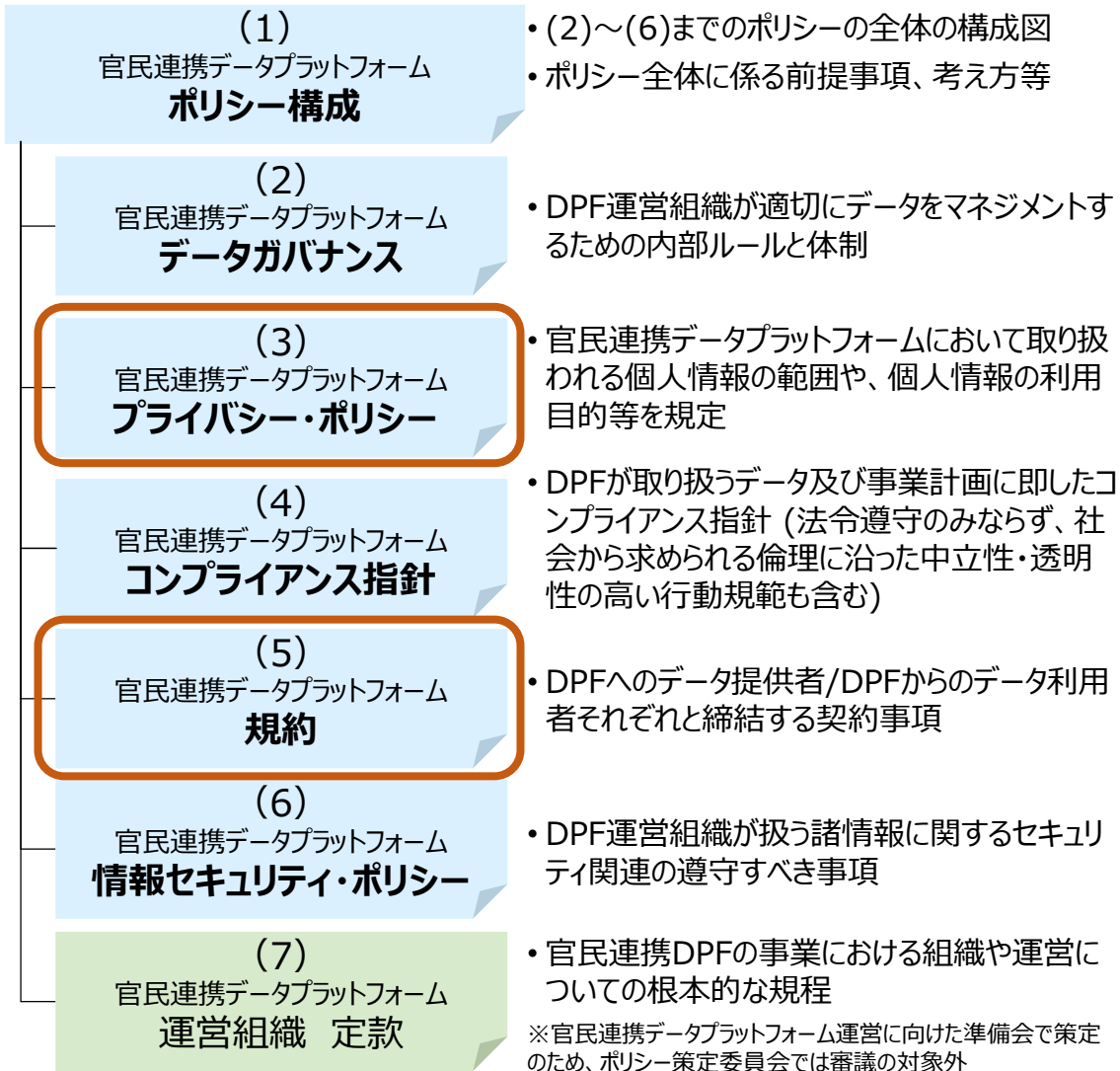
将来的には、厳正なルールやポリシー、また都民の意見を踏まえて、個人情報を取り扱うことも検討



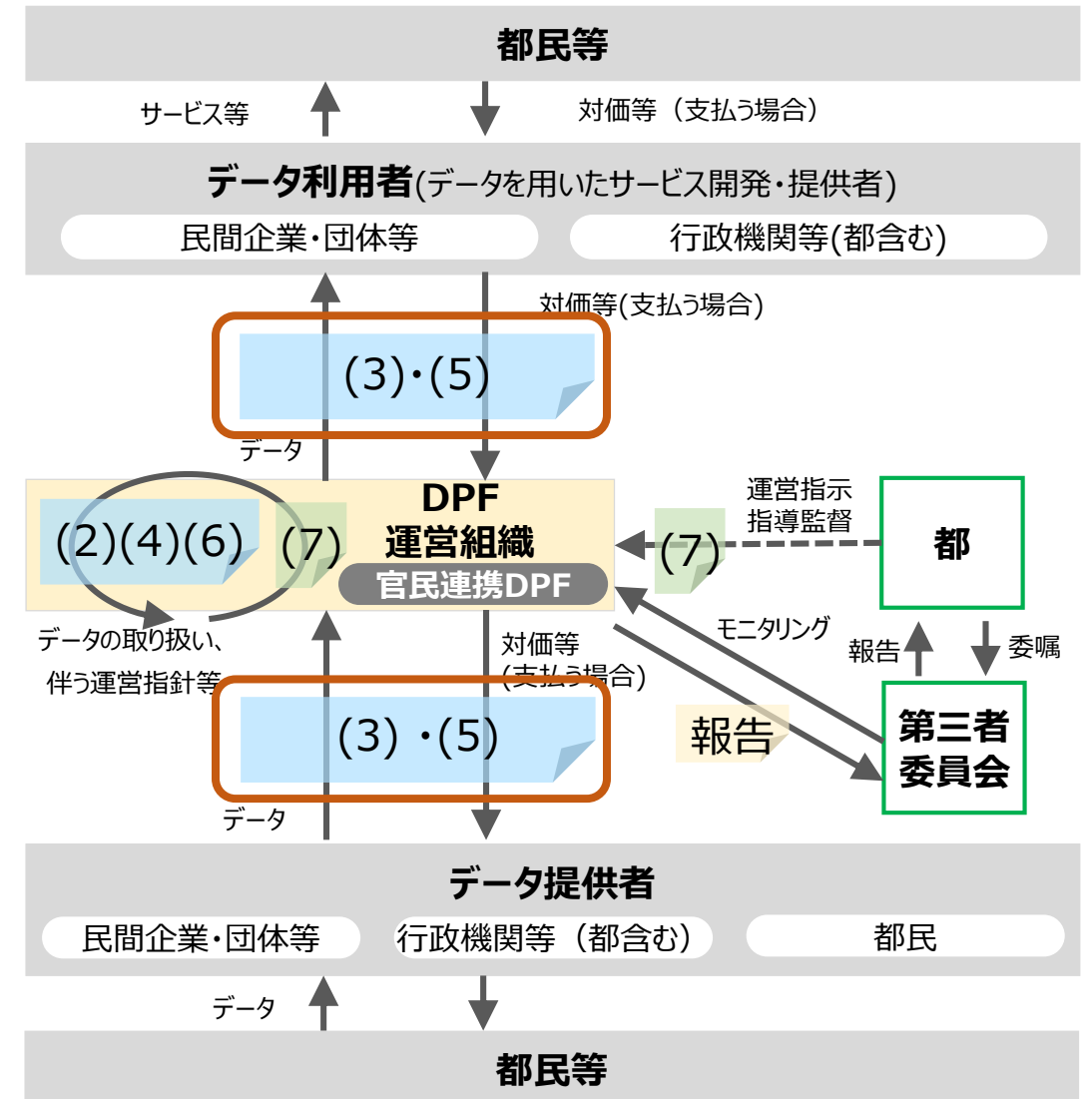
※「Society 5.0」社会実装モデルのあり方検討会にて、まずは行政データから始め、公益事業系データ、民間データへと範囲を広げることを提示

本日の討議の対象

策定対象



関連・位置づけ



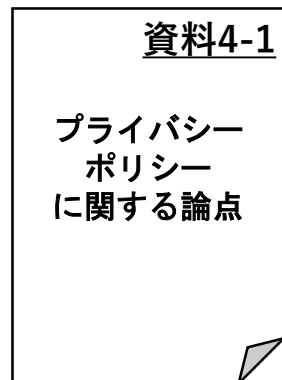
官民連携データプラットフォーム ポリシー案論点ディスカッション

第1回委員会で、プライバシーポリシー・規約について確認・議論いただきたい主な点

プライバシーポリシー

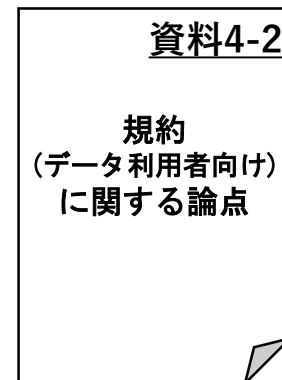
- ① 対象の定義
- ② データ収集・利用における透明性
- ③ 利用目的、更新の対応
- ④ 開示請求等におけるシステムの対応

等



データ利用者向け規約

- ① 対象の定義
- ② サービス概要の記述法
- ③ 利用者の登録審査及び利用制限
- ④ データの利用範囲や取扱条件の制限
- ⑤ データ利用者の義務
- ⑥ 法令順守
- ⑦ 利用規約の変更

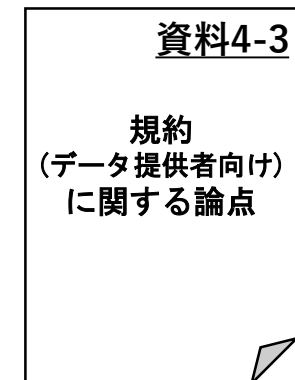


等

データ提供者向け規約

- ① 対象の定義
- ② サービス概要の記述法
- ③ データの利用目的及び第三者提供に関する同意
- ④ 第三者提供における当組織の義務
- ⑤ データ提供資格
- ⑥ 利用規約の変更

等



特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律 概要

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律概要より、データ収集・利用における透明性に係る項目を一部抜粋

	データ収集・利用における透明性に係る項目	備考	
情報開示と手続・体制整備	a) 取引条件等の情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する契約条件の開示や変更等の事前通知を義務付け セキュリティ上の理由で開示できない場合等について、適切な例外を規定 	<p>【開示の項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引拒絶をする場合の判断基準 他のサービスの利用を要請する場合、その旨・理由 契約変更や契約に無い作業要請等を行う場合、事前に内容と理由を通知 取引拒絶をする場合、事前にその旨と理由を通知 問合せ、苦情等への対応に関する事項(窓口、処理フロー等) 検索順位を決定する基本的な事項(アルゴリズムの開示ではない) ※ 特定DPF提供者が取得・使用するデータの内容、条件 ※ 利用者によるデータの取得・使用の可否とその範囲、方法等 ※ <p>※印の項目は、商品等提供者のみでなく、全ての利用者に対して開示を求める</p>
	b) 自主的な手続・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 特定DPF提供者は、経済産業大臣が定める指針を踏まえて手続・体制の整備を行う 	<p>【指針の項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品等提供者に適切な対応をするための体制整備(国内管理人等の対応体制を含む) 取引の公正さを確保するための手続や体制の整備 紛争処理体制等の整備
	c) 運営状況のレポートとモニタリング・レビュー	<ul style="list-style-type: none"> 特定DPF提供者は、a) b) の状況とその自己評価を付したレポートを経済産業大臣に対し毎年度提出 レポートを受理した経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォームの運営状況のレビューを行い、評価を公表。その際、基本理念を踏まえ、商品等提供者、商品等需要者、特定DPF提供者等の意見をバランスよく聴くことにより、関係者間での課題の共有や相互理解を促す。また、積極的な取組もベストプラクティスとして評価。 特定DPF提供者は、評価を踏まえ、透明性及び公正性の自主的な向上に努める 	<p>【レポートの内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業概要 ②情報開示の状況 ③運営における手続、体制の整備の状況 ④紛争等の処理状況 等

(論点の例) データ流通における同意の取得について

準備会の施設系混雑WGの活動を参考に、パーソナルデータを取得するケースを類推した流れを示す

データ提供

データ利用

流通データ

混雑情報データ

データ内容詳細：データ提供者名、**推定性別・年代の分布**、店舗名、混雑情報、緯度経度（店舗）、更新日時、電話番号（店舗）等

データ活用方法

データ利用者のデータ活用方法としては、**地図等への混雑情報の表示**など

提供元

個人

(都民・来訪者等)

団体

(民間企業・行政・大学・NPO等)

パーソナルデータ

データ提供者

- ・位置情報提供者 (キャリア等)
- ・情報活用事業者 (マップ、サイト運営事業者等)
- ・混雑テック事業者
- ・施設管理者 (小売等) 等

混雑データ

DPF

混雑データ

データ利用者

- ・マップサービス企業
- ・商工会
- 等

サービス提供

個人

(都民・来訪者等)

団体

(民間企業・行政・大学・NPO等)

DPFがパーソナルデータから生成される混雑データを受領し、流通させたい場合、データ提供者に対して、提供元（個人、団体）からどのように同意を得ておくように伝える必要があるか … 【資料4-3】

次回討議対象の固有論点の確認（各文書の構成案）

次回にドラフト提示予定の下記3文書について、先んじて留意点、コメント等をご教示いただきたい

データガバナンス

目的
定義
収集するデータ
データの収集方法
データ使用方針
データの開示
セキュリティ
データ保護社内体制
データに関する社内教育
データガバナンス方針の変更
問い合わせ先

情報セキュリティ・ポリシー

情報セキュリティを定める目的
保護対象
情報セキュリティに関する行動指針
情報セキュリティに関する継続的改善
情報セキュリティに関する組織体制
リスク対策
教育体制

コンプライアンス指針

序文
行動規範
コンプライアンス研修
情報セキュリティ
コンプライアンス推進体制
内部通報制度

今後の進め方

第二回委員会・パブコメ実施までのスケジュール(現時点予定)

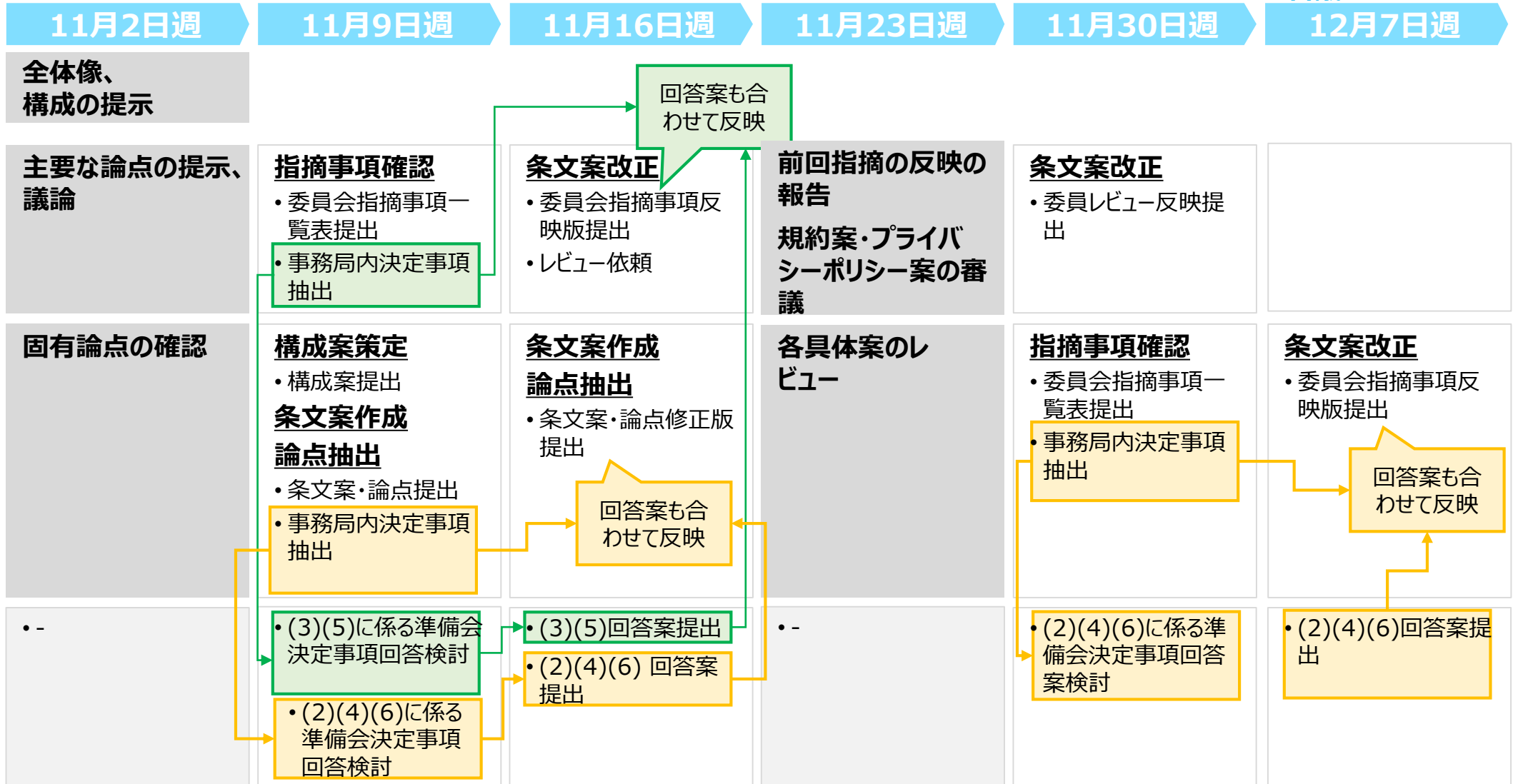
パブリック
コメント
実施▼

持ち回り
審議

(11/30)第3回準備会▼

(11/24)第2回委員会▼

(本日) 第1回委員会▼



※ →は事務局内決定事項抽出から条文への反映の流れ